

令和3年度 予算編成方針

I 経済情勢等

内閣府の月例経済報告(令和2年10月23日)によると、日本経済の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とし、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される一方、「国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とするなど、今後の国内外の感染動向により、先行きが見通せない状況にある。

こうした中、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、いわゆる「骨太の方針」により、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本的な考えのもと、デジタル化の活用をはじめとする「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指し、感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革を推進することとしている。

また、滋賀県では、令和2年3月に「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀総合戦略」を策定し、人口減少の緩和に加えて、人口減少の時代に柔軟に適応した活力ある地域づくりに留意した戦略を展開している。

II 本市の財政状況と今後の財政見通し

新型コロナウイルス感染症による社会・経済的影響は本市にも広がっており、歳入の根幹をなす市税については、業績悪化に伴う法人市民税などの大幅な減収が見込まれる。また、経済活動の冷え込みによる地方消費税交付金や地方譲与税の減収も想定されることから、一般財源の確保は不透明な状況にある。

一方、歳出では、公債費や社会保障関係費に加え、本年度から新たに制度開始となった会計年度任用職員の人件費など義務的経費の増加に加え、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」の実現に向けた取り組みなど、新たな財政需要の増加も見込まれ、財政状況はさらに厳しさを増すことが予想される。こうした見通しの中、平成30年11月に策定した「中長期財政計画」に定めた、健全な財政運営の確立に向けた取組事項を着実に推進していくとともに、令和3年度予算編成に当たっては、本市の財政状況を強く認識し、職員各自が予算編成者としての当事者意識を高め、市民感覚・実学・現場視点をもとに、事業の「再構築」を行うなど、歳入・歳出両面において行財政改革に取り組むことが必要である。

Ⅲ 予算編成の基本的な考え方

1 方向性

- (1) 財政計画に基づく財政運営を基本としつつ、総合計画に掲げる「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」の実現に向けた施策を確実に実施する。
- (2) 「コロナ禍における予算編成」であることを認識し、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた取り組みを進める。
- (3) 「新しい生活様式」は今後も社会全体で定着させていく必要性があることから、実践に取り組むための対策を講じる。
- (4) 行政手続のオンライン利用をはじめとしたデジタル化の推進については、市民サービスの向上を最優先としつつ、職員のワーク・ライフ・バランスの実現にも配慮しながら、事務の効率化に取り組む。
- (5) 限られた財源を有効に活用する観点から、部局長のリーダーシップのもと、すべての事業においてその必要性や成果を検証し、スクラップ・アンド・ビルドによる事業の再構築を計画的に進める。
- (6) コロナ禍といった前例のない事態に直面する中で、様々な課題解決に向け、部局横断による調整や創意工夫により、市民のニーズに対応した施策を効果的に展開する。
- (7) 総計予算主義の原則に基づき通年予算とし、次に掲げる基本方針に沿って、予算編成を行うものとする。

2 基本方針

- (1) 「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」実現に向けた予算

- ① アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」を追求するまちづくりの推進

第2次甲賀市総合計画第2期基本計画の初年度として、第1期の成果と課題を踏まえつつ、アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」を追求するまちづくりを着実に推進するため、策定途中となる第2期基本計画（案）を踏まえたものとする。

② 対話を通じた「合意形成」と「公民連携」の推進

市民等との対話を通じた合意形成により、市民目線での施策構築や事務事業の見直しを進め、機を逸することのない事業の執行に努める。また、国や県、他の市町村、地域、民間事業者、教育機関などとの協働、連携及び適切な役割分担を明確化する。さらに、民間の持つ経営資源を活用し、公民連携・民営化を推進することで、一層の市民サービスの向上を図る。

(2) 財政計画に基づく健全な財政運営の確立

① 事業の効率化と事務事業の再構築による行財政改革の推進

持続可能な財政運営を確立するため、時機や費用対効果を検証し、効果的な施策・事業の展開を図るとともに、前例踏襲からの脱却による事務事業の再構築を行う。

また、事務の整理合理化による歳出削減に加え、税収増を図るための施策や国県制度の積極活用による歳入確保など、常に創意工夫を念頭に置き、歳入・歳出の両面での精査を行う。なお、事務事業の再構築にあたっては、新型コロナウイルス感染症による大きな環境変化も踏まえて、必ず現状の正確な把握を行うこと。

- ◇ 内部管理事務費などの経常経費を徹底的に精査することにより無駄を排除し、経費を縮減する。
- ◇ 歳入の根幹である市税収入の増加につながる施策を進める。
- ◇ 新規の国県補助金等の活用はもとより、補助金未活用の既存事業についても、国や県の動向を注視し、財源の確保に努める。
- ◇ 中長期的な視点で市財政を俯瞰するとともに、地域や世代間の均衡等に配慮し、事業の効果及び効率性の向上を図る。
- ◇ 前例踏襲から脱却し、「行政が担うべき事業」であるかを見極め、必要性和効果・成果を踏まえた事業の優先順位付けを行う。
- ◇ 行政サービスに対する適正な受益者負担の観点から、使用料、手数料及び料金についての見直しを行う。
- ◇ 歳出に係る財源は自身で調達するという基本原則に立ち、公営企業会計はもとより特別会計においても、独立した会計として一般会

計からの繰入金（特に基準外繰入金）に頼ることがない自立的な運営に取り組む。

- ◇ 新型コロナウイルス感染症対策及び「新しい生活様式」への対応として喫緊に取り組む必要性のある事業については、優先的に進める。

② 公共施設等総合管理計画に基づく施設の適正配置と投資的事業の計画的な実施

- ◇ 中長期の財政負担を見極めたうえで、公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合に取り組む。

(3) 部局長のリーダーシップとマネジメントを最大限に発揮するための「枠配分方式」による予算編成

市政の課題解決を進め、2 基本方針(1)、(2)を実現するため、部局長のリーダーシップのもと、創意工夫によるメリハリの効いた予算となるよう、前年度に引き続き「枠配分方式」による予算編成手法とする。

- ◇ 各部局長においては、予算編成と同時期に策定となる第2期基本計画（案）との整合を図り、議論を深めたうえで必要な経費について予算に反映する。
- ◇ 部局内予算について規律ある財政マネジメントを行い、事業の峻別を断行する。
- ◇ 枠配区分については、次のとおりとする。

表①（枠配分経費等一覧）

| 枠配区分 | 対象経費 |
|--------|----------------------------------|
| 枠配分経費A | 事務費 |
| 枠配分経費B | 義務的経費（職員給与費、扶助費、公債費） |
| 枠配分経費C | 公共施設の維持補修・改修等経費 |
| 枠配分経費D | 事業経費（枠配分経費A～C、E及び枠配分外経費を除く全ての経費） |

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 枠配分経費 E | 会計年度任用職員給与費 |
| 枠配分外経費 | 公共施設の除却経費、合併特例事業 新型コロナウイルス感染症対策経費等 |

IV 留意事項

1 予算スキーム

見積りにあつては、各部局のマネジメント機能を最大限に活かしつつ、緊急性や費用対効果を十分精査し優先順位を定め、表①（枠配分経費等一覧）による「枠配分経費」及び「枠配分外経費」の区分により見積ることとする。なお、各部局の予算編成過程において、枠配分額内で計上できなかった各経費についても総務部査定や市長裁定の資料とする。

また、今後、国の地方財政計画の公表や重大な制度変更等、本市の一般財源に大きな影響が生じることが見込まれる場合には、予算額の減額や再算定をする場合がある。

2 予算見積（要求）書の作成

予算見積（要求）は、この予算編成方針のほか、「令和3年度予算編成留意事項」に沿って作成し、提出期限を厳守すること。

その他、必要な事項については別途通知する